

医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6に掲げる手術に係る施設基準
(令和6年1月～令和6年12月)

項 目		手術の 実施件数
区分1のア	頭蓋内腫瘍摘出術等	0
区分1のイ	黄斑下手術等	0
区分1のウ	鼓室形成手術等	0
区分1のエ	肺悪性腫瘍手術等	0
区分1のオ	経皮的カテーテル心筋焼灼術等	0
区分2のア	靱帯断裂形成手術等	0
区分2のイ	水頭症手術等	0
区分2のウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
区分2のエ	尿道形成手術等	0
区分2のオ	角膜移植術	0
区分2のカ	肝切除術等	0
区分2のキ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0
区分3のア	上顎骨形成術等	0
区分3のイ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0
区分3のウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0
区分3のエ	母指化手術等	0
区分3のオ	内反足手術等	0
区分3のカ	食道切除再建術等	1
	食道裂孔ヘルニア手術	1
区分3のキ	同種死体腎移植術等	0
区分4に該当する手術		13
	腹腔鏡下ヘルニア手術	1
	腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術（両側）	3
	腹腔鏡下胆嚢摘出術	5
	腹腔鏡下人工肛門造設術	1
	腹腔鏡下腸閉鎖症手術	1
	子宮附属器腫瘍摘出術（両側）（腹腔鏡によるもの）	2
その他の区分ア	人工関節置換術	1
	人工関節置換術	1
その他の区分イ	乳児外科施設基準対象手術	0
その他の区分ウ	ペースメーカー移植術等	0
その他の区分エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術等	0
その他の区分オ	経皮的冠動脈形成術等	0